



2025年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ ィ ー ケ ー ピ ー
代表者名 代表取締役社長 河 野 貴 輝
(コード番号：3479 東証グロース)
問合せ先 取締役CFO 中 村 幸 司
(TEL. 03-5227-7321)

監査等委員会設置会社への移行に伴う 「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日2025年5月30日開催の第20回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

【内部統制システムに関する基本方針】

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理については、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程に従って対応する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は当社代表取締役社長の下、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営企画部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
 - ② 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役その他検討事項に応じた責任者が出席する経営会議を開催することにより当社グループの業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ② 業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画・予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
 - ③ 取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、職務権限規程及び業務分掌規程を整備することで、業務執行の責任と権限を明確にする。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会については、取締役会規程の定めに基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営を確保する。

- ② 当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
 - ③ 取締役及び使用人はコンプライアンス規程に則り行動する。
 - ④ コンプライアンス体制の維持のために内部監査室は内部監査を実施する。内部監査の重要監査領域としてコンプライアンスにかかる監査を実施する。
5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。
 - ② 当社は、直接出資する子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、子会社の事業内容、規模、上場の有無を勘案のうえ、当社に対する経営上の重要事項等の承認、報告を義務付ける。
 - ③ 子会社ごとの管掌役員を定めて子会社の経営管理及び指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役を派遣してリスクを管理し、業務の適正を確保する。
 - ④ 子会社を通じて間接的に出資する子会社に関しては、当該子会社をして経営管理及び指導にあたらせることにより、リスクを管理し、業務の適正が確保されるように努める。
 - ⑤ 当社は、子会社の事業内容、規模、上場の有無を勘案のうえ、間接部門の業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築するよう努める。
 - ⑥ 原則として各子会社に取締役を派遣し、当該取締役及び当社監査等委員が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように努める。
 - ⑦ 子会社の業務活動全般は内部監査の対象とする。
 - ⑧ 内部通報制度においては、子会社の取締役、監査役及び使用人等からも直接に通報が行える体制をとる。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 必要に応じて監査等委員会の業務補助のために監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事と評価については監査等委員会の意見を尊重して決定する。
7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ① 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生する又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
 - ③ 子会社も含めたグループ共通の内部通報制度を設け、子会社の取締役、監査役及び使用人等からの通報も受け付ける。
 - ④ 内部通報制度の窓口には監査等委員を置く。
8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、コンプライアンス規程及び内部通報規程を設け、当該報告を監査等委員会へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行において生ずる必要な費用については、請求により速やかにこれを支払う。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求める。
- ③ 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

以 上